

○ネットワーク化活動計画

1. 体制整備の基本方針

1-1. 集落協定名

--

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	令和8年6月
第1回変更	
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 ^{注1)}	取組	対象協定	要記載項目
○	①ネットワーク化 ^{注2)}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1~2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
○	②統合 ^{注3)}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1~3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、 3-6、3-7
○	③多様な組織等の参画 ^{注4)}	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1~4-3

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することという。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。

注2) 2-1～2-7の全てを記載すること。

2-1. ネットワークの名称 (予定)

農林地域集落協定ネットワーク協議会

2-2. ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
(自協定) A協定	0.0 ha				
B協定	13.7 ha	○	○	○	
C協定	3.2 ha	○			○
合計	16.9 ha				

注) 合計協定面積は10ha以上であること。

2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足	○	⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の附則		⑦その他 (※内容は↓欄に記載ください)
○	④農業の担い手の人材不足		
(該当する課題について詳細を記載) ②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。 ④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。 ⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組みたいが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化 (共同事務局の設置や外部委託)	○	⑥農業の担い手育成
		○	⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全 (草刈り、荒廃防止活動等)	○	⑧鳥獣害対策
	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他 (※内容は↓欄に記載ください)
○	⑤農作業の共同化		

2-5. 連携方法

該当	連携方法	該当	連携方法
○	①協議会型 ^{注1)}		③共同委託型 ^{注3)}
○	②活動連携型 ^{注2)}		④その他 ()

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

2-6. ネットワーク化の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い (協定内)		○	○				
ネットワーク化に向けた話し合い (協定間)		○	○				
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}	⑧		①		⑥		
			⑤		⑦		
協議会等の設置 (協議会型の場合)			○				
ネットワーク化加算の適用 (加算措置を利用する場合)			○	○	○	○	
(2-2～2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載) ・令和5年度から地域一帯で鳥獣防護柵を設置する作業をB集落と共同で実施 (活動連携型) している。 ・同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度より協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務員は、元地域おこし協力隊の移住者を非常勤で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。 ・令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。 ・令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を結成し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を確保し、JAや地域外の農業生産法人の協力のもと、施設園芸の技術研修を行う。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。 ・令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを1棟導入し、農業生産法人においてアスパラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。 ・令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。							

注) 工程の概略における「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始」には2-4の「ネットワーク化により連携して実施する活動」の番号を記載。

2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中 (令和7年度～令和11年度) での統合を検討する
○	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他 ()

3. 統合の計画

注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注2) 「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3-1~3-5を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3-2、3-6、3-7を記載すること。

3-1. 統合後の集落協定の名称 (予定)

農林地域広域集落協定

3-2. 統合に参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
(自協定) A協定	0.0ha		
E協定	5.5ha	○	
F協定	8.7ha	○	
合計	14.2ha		

注1) 合計協定面積は10ha以上であること。

注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

3-3. 統合で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足	○	⑦その他 (※内容は↓欄に記載ください)
○	④農業の担い手の人材不足		農作業機械の老朽化及びオペレーターの不足
(該当する課題について詳細を記載) ①代表者が固定化されており、後継者の確保の目的が立っていない。 ③構成員には若手が2名いるが、その他の構成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が2名の若手の集中する傾向がある。 ⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかなっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきている。			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

3-4. 統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
○	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
○	③農地保全 (草刈り、荒廃防止活動等)		⑨鳥獣害対策
○	④水路・農道等の維持管理	○	⑩多面的機能を増進する活動
○	⑤機械・施設の共同利用	○	⑪その他 (※内容は↓欄に記載ください)
	⑥農作業の共同化		農作業機械のオペレーターの確保

3-5. 統合の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い（協定内）		○	○				
②統合に向けた話し合い（協定間）	○	○	○				
③統合			○				
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）				○	○	○	
<p>(3-2~3-4を踏まえた統合の進め方を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。 令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人配分、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認をとり、令和8年度内の統合を目指す。 令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。 統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。 草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。 農作業機械については、協定内で引退する農家から農作業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農作業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のUターン予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに育成し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。 統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分行われていなかった梅や柿の収穫体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りやE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。 							

3-6. 役員の継承計画

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	0	丙川 三郎	令和 10 年度
書記担当	0	丁本 四郎	令和 12 年度
会計担当	0	戊部 花子	令和 12 年度
共同機械担当	0	己藤 五郎	令和 10 年度
土地改良施設担当	0	丁本 四郎	令和 12 年度
法面点検担当	0	戊部 花子	令和 10 年度

注) 「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3-7. 体制の維持・向上に向けた活動事項

<p>(役員の継承に向けた取組を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定時期まで書記担当として代表者の業務の補助を行いながら、徐々に代表者業務の習得を行う。 その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。 令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度までにドローン操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自走型草刈機の操作方法の習得を行う。 <p>(構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。 総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引継ぎ予定があることを伝えるよう周知する。 〇〇市と連携し、令和8年度から地域おこし協力隊制度を活用して地域内の農地保全に関わる人材の移住受け入れを目指す。 集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。 地元米の直販先に対して収穫等の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。 市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。 一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より適用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリモコン式自走草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

4. 多様な組織等の参画

注) 4-1~4-3の全てを記載すること。

4-1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	G 地域づくり協議会
	H 子供会
	I 土地改良区
	J 農地保全会 (多面的機能支払活動組織)
②別途協定等を締結	K 大学

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

参画方法	人数
①集落協定の構成員	#VALUE!
②別途協定等を締結	5人
合計	#VALUE!

③集落協定の全構成員数 (集落協定の構成員数 (農業者数+①※組織数は含めない) に②を加えた人数)

#VALUE!

①+②が③に占める割合 #VALUE! % (小数点以下切り捨て)

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

注3) 協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

4-2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当		該当	
○	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
○	②共同取組活動参加者の不足	○	⑤その他（※内容はし欄に記載ください） 棚田の荒廃
	③農業作業の人材不足		
(該当する課題について詳細を記載) ①構成員は高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。 ②③棚田の石積の草取りや補修は集落総出で行ってきだが、高齢者の参加が難しくなり、人手の確保が困難になってきている。また、高齢のために棚田での水稲作の継続が困難な農地が増えてきている。			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

4-3. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
○	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理	○	⑤その他（※内容はし欄に記載ください） 棚田資源を活かした振興活動
○	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		
(連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載) ・多面的機能支払交付金の事務支援も行っていた土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効率的な事務作業ができることから、今後も引き続き土地改良区が事務を担当する予定である。 ・J農地保全会では、令和8年度に草刈隊を結成する予定である。草刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も草刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。 ・県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みの草刈や補修の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組む予定である。 ・以前からK大学が当集落へフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や宿泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。 ・これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。 ・持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。			